

小清水町狩猟免許取得等支援事業（町独自事業）

【目的】

有害鳥獣による農作物等被害が増加する中、有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得等に必要な経費の助成を行い、有害鳥獣の捕獲従事者の増員及び有害鳥獣の捕獲を促進することで、農業被害等の防止及び適切な個体数の管理を図る。

【事業の内容】

1. 狩猟免許取得支援補助金

①交付対象者 ～ 以下の条件を全て満たす者

- ア. 小清水町民であること
- イ. 町税等を滞納していない者
- ウ. 新規に狩猟免許を取得した者及び銃砲所持の許可を受けた者
- エ. 北海道猟友会小清水支部に所属し、小清水町が行う有害鳥獣駆除に従事できる者

②補助対象経費

- (1) 狩猟免許取得関連経費（申請手数料等）
- (2) 銃砲所持許可取得関連経費（講習会受講料、申請手数料等）
- (3) 猟具等保管設備購入経費（ガンロッカー、装弾ロッカー）

③補助率

- 1人あたり上限額15万円を交付する
- ・上記の(1)及び(2)の経費の1/2（上限額5万円）
- ・上記の(3)の経費の1/2（上限額10万円）

【補助対象】

- ①狩猟免許取得関連経費
 - ・ 狩猟免許申請手数料
 - ・ 医師の診断書費用
- ②銃砲所持許可取得関連経費
 - ・ 銃砲所持許可の初心者講習会受講料
 - ・ 射撃教習資格認定申請手数料
 - ・ 射撃教習受講費用（弾代含む）
 - ・ 銃砲所持許可申請手数料
 - ・ 火薬譲受許可申請手数料
 - ・ 医師の診断書費用

【補助対象外】

- ①狩猟免許取得関連経費
 - ・ 予備講習会受講料
 - ・ 狩猟税
 - ・ 狩猟者登録手数料
 - ・ ハンター保険代
 - ・ 写真代
- ②銃砲所持許可取得関連経費
 - ・ 写真代
 - ・ 住民票及び戸籍抄本の取得費用
- ③猟銃及び銃砲装備関連費用
- ④わな購入費用

【事業イメージ】

